

公募型プロポーザルの公告

平成 31 年度奈良県看護職員確保対策事業委託業務（訪問看護推進事業）について、次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

平成 31 年 2 月 22 日

奈良県知事 荒井 正吾

1 業務概要

(1) 業務名

平成 31 年度奈良県看護職員確保対策事業委託業務（訪問看護推進事業）

(2) 業務の内容及び委託料上限額

次に掲げる事業の企画・運營業務

訪問看護推進事業

税抜金額 916,421円

※ただし、契約については、契約時点の消費税率を適用し、税率変更に応じて、変更契約を締結するものとします。また、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。

(3) 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

ただし、本事業の実施については、平成 31 年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により契約を行わない場合があります。また、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による

- 和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から当該委託業務と同種又は類似の業務実績があること。

3 手続き等

- (1) 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、参加申込書等の提出場所及び問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁3階
奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室看護師対策係
電 話 0742-27-8655
F A X 0742-27-7811
- (2) 公募型プロポーザル説明書等の交付期間
平成31年2月22日（金）から3月8日（金）まで（土・日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで
- (3) 公募型プロポーザル説明書等の交付方法
(1) に示す場所において次の書類を交付します。
・公募型プロポーザル説明書
・仕様書
・提出様式（様式1～8）
なお、上記書類は、奈良県ホームページにも掲載します。
(奈良県ホームページトップページ→県の組織→医師・看護師確保対策室→新着情報)
- (4) 参加申込書の提出期限
平成31年3月8日（金） 午後4時

(5) 質問票の提出期限

平成 31 年 3 月 11 日 (月) 午後 4 時

(6) 企画提案書の提出期限

平成 31 年 3 月 15 日 (金) 午後 4 時

4 最優秀提案者の選定方法

提出のあった企画提案書について、奈良県看護職員確保対策事業委託事業者選定委員会の審査により最優秀提案者を選定します。なお、委員会が必要と認めるときはヒアリング等を実施する場合があります。

5 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

6 契約の解除

契約締結後、契約者について 5 の (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入

を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、5の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7 その他

詳細は、公募型プロポーザル説明書等によります。